

子ども・子育て支援新制度が始まりました

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が施行され、施設の申込方法や入所の決定方法、利用料金などが変わります。

1 対象となる施設

(1) 幼稚園（新制度に移る園）

市内の幼稚園で、平成27年4月から、新制度に移行する幼稚園はありません。

新制度に移行しない幼稚園については、施設の申込み方法等はこれまでどおりです。

(2) 認定こども園（幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設）

あけぼの幼稚園が、平成27年4月から、幼保連携型認定こども園となり、新制度に移行します。

(3) 認可保育所

公立保育所4園（舞鶴保育園、さくら保育園、みどり保育園、いなほ保育園）と、私立保育所3園（小百合保育園、小百合第二保育園、あけぼの保育園）は、平成27年4月から、新制度に移行します。

※児童館は、新制度の対象施設とならないため、申し込み方法等は変わりません。

2 支給認定とは

新制度の対象となる教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、認可保育所）を利用する場合は、保護者の希望や保育の必要な事由の有無に応じて、支給認定の申請を行い、1号認定、2号認定または3号認定を受ける必要があります。なお、天童市では、申請者の手続きの負担軽減や簡素化を図り、支給認定の申請と保育所等の入所の申込みを同時に行っています。

| 認定区分 | 内容 | 教育・保育時間 | 利用可能施設 |
|------|---|-----------------|-----------------------|
| 1号認定 | お子さんが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園での教育を希望する場合。 | 教育標準時間 | 新制度に移行する幼稚園 認定こども園 |
| 2号認定 | お子さんが満3歳以上で、「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合。 | 保育標準時間 保育短時間 | 保育所 認定こども園 |
| 3号認定 | お子さんが満3歳未満で、「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合。 | 保育標準時間 保育短時間 | 保育所 認定こども園 |



3 保育の必要な事由とは

新制度での「保育の必要な事由」は、以下のとおりです。

- ① 就労（月48時間以上）
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学（職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市長が認める場合

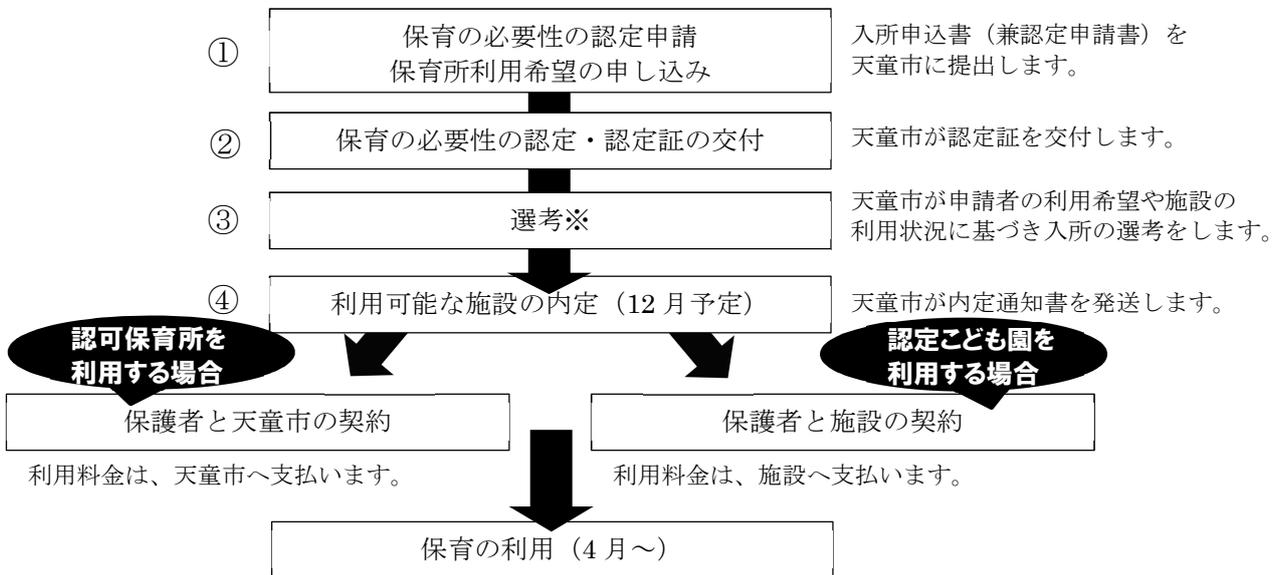
4 入所の手続きについて

利用手続きについては、認定区分・施設によって手続きの方法が変わります。

- (1) 新制度に移行する幼稚園・認定こども園を利用する方（1号）の手続き

1号認定の方は、従来通り入園を希望する園に入園希望の申し込みをします。天童市による入園内定は行いませんが、認定の申請は園を通じて行っていただきます。

- (2) 平成27年4月から保育を利用する方（2号・3号）の手続き



5 利用できる時間について

新制度では、支給認定の区分に応じて、利用できる時間が異なります。

| 区分 | 利用可能時間 | 預かり保育・延長保育 |
|--------|--|----------------------------------|
| 教育標準時間 | 1日4時間（※施設で定めた教育時間） | 利用可能時間の前後は、預かり保育を行っています。 |
| 保育標準時間 | 就労の場合、月120時間以上の勤務をしている場合に該当し、1日最大11時間（※施設で定めた保育時間）まで利用できます。 | 利用可能時間を超えて利用した場合は、延長保育料が必要になります。 |
| 保育短時間 | 就労の場合、月48時間以上、月120時間未満の勤務をしている場合に該当し、1日最大8時間（※施設で定めた保育時間）まで利用できます。 | （※私立保育所の延長保育料は各施設で定めます。） |

6 保育料(利用者負担額)について

保育料（利用者負担額）については、従来は、お子さんの父母の所得税額の合計に応じて決定していましたが、新制度への移行に伴い、お子さんの父母の市民税額の合計に応じて決定されます。このため、平成27年4月からの保育料（利用者負担額）の基準表は、裏面のように変わりますが、**現在の基準を基に設定しています。**

また、新制度では、市民税の年度切替に伴い、**毎年9月が保育料の切替時期**となります。

- ・平成27年4月分～8月分の保育料 平成26年度の市民税で算定
- ・平成27年9月分～平成28年3月分の保育料 平成27年度の市民税で算定

7 延長保育料について

公立保育所では、保育標準時間が午前7時30分から午後6時まで、保育短時間は午前8時30分から午後4時30分までと設定しました。それぞれの区分の時間帯を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

- ・保育標準時間認定の方

| | 7:30 | 12:00 | 18:00 | 19:00 |
|-----|--------|-------|-------|-------|
| 平日 | 保育標準時間 | | | 延長保育 |
| 土曜日 | 保育標準時間 | | | |

■延長料金 30分=100円 月額2,500円(※H26と同様)

- ・保育短時間認定の方

| | 7:30 | 8:30 | 12:00 | 16:30 | 18:00 | 19:00 |
|-----|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 平日 | 延長保育① | | 保育短時間 | 延長保育② | 延長保育 | 延長保育③ |
| 土曜日 | 延長保育① | | 保育短時間 | 延長保育② | | |

■延長料金 30分=100円 延長保育の区分ごとに月額2,500円(※新規)

※私立保育所の保育時間及び延長保育料金は、施設毎に異なります。
詳しくは、各施設にお問合せください。